

東日本電信電話株式会社の「次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供」の業務に係る認可の条件

今後、貴社の次世代ネットワークのみが実装する機能と併せて提供される等、申請内容が変更される場合、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要があることから、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に基づく認可申請を行うこと

以上

西日本電信電話株式会社の「次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供」の業務に係る認可の条件

今後、貴社の次世代ネットワークのみが実装する機能と併せて提供される等、申請内容が変更される場合、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要があることから、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に基づく認可申請を行うこと

以上